

法人会だより

# かつしかの窓

Vol.381  
錦秋

『失われた  
時を求めて』

何読んでんの？

## Contents

特別企画 コロナに負けない！葛飾人…	2～3
葛飾企業人 ……	4～5
葛飾税務署定期異動のお知らせ ……	6～7
法人会の「令和3年度 税制改正に関する提言」まとまる ……	8～9
第8回法人定時総会/Book Review ……	10

法人会活動レポート ……	11
私の素晴らしいお仲間と私の生き方履歴書…	12
葛飾都税事務所からのお知らせ ……	13
葛飾区役所・税務課からのお知らせ…	14
説明会のご案内/編集後記 ……	15

越えよう

新型コロナ  
に負けない

葛飾区在住でご自身の活動をごがんばって続けていらっしゃるプロフェッショナルなお二人をご紹介します。コロナに負けず、活動を通して新しい生活様式に戸惑う葛飾区民に力を与えています。



## メゾソプラノ歌手 金子美香さん

### プロフィール

東京音楽大学大学院、ザルツブルクモーツァルト音楽院マスタークラスを修了。二期会「ワルキューレ」でデビュー後「オテロ」「魔笛」「カルメン」など新国立劇場、日生劇場、びわ湖ホールなど多数出演。東京・春・音楽祭ではワーグナーシリーズに出演。また2018年パイロイト音楽祭「ワルキューレ」(ブラジド・ドミンゴ指揮)に出演という快挙を成し遂げた。初のソロアルバム「南天の花」はレコード芸術特選盤、音楽現代推薦盤に選ばれた。三期会会員

最新情報は公式フェイスブックでご覧いただけます。



20年以上葛飾に住み「葛飾愛」を公言するメゾソプラノ歌手金子美香さんは2018年に世界最高峰の音楽祭、パイロイト音楽祭に日本人としては4人目のソリストとして招聘されるなど世界的に活躍されています。その一方で「敷居が高いと思われるがちなクラシック音楽を少しでも身近に感じてもらいたい心豊かになっただけなら」と親しみやすいコンサートをを行うなどクラシック音楽に触れる機会が少ない方でも楽しめる場を積極的に作られています。

さる10月30日にもかつしかシンフォニーホールで葛飾を愛するアーティストが集まりクラシック作品から映画音楽「男はつらいよ」まで全16曲を演奏されました。コロナ禍で生の音楽に触れる機会が減った観客は大いに盛り上がりました。

クラシックだけに限らず様々な作品を歌われる金子さんですが、舞台上立つにはテクニカルなことはもちろん作品の背景や歴史など日々勉強だと言われています。そしてほとんどの作品がイタリア語、ドイツ語、フランス語など様々な外国語で歌われることに加え、オペラの場合は演技も覚えなくてはなりません。

どこまで音楽に対して執着心をもってやり続けるか、そして執着するというのがその道を楽しむこと、という思いを抱いて日々作品に向きあわれているそうです。

今後もサントリーホールにて12月「オペラ紅白」、2021年1月「魔笛」、新国立劇場にて3月「ワルキューレ」7月「カルメン」と出演が続きます。この機会にホールに足を運び生の音楽を楽しんではいかがでしょうか。



共に乗り

コロナに負けない!

# 葛飾人 ゴーギャン



画家・料理人・小啞家  
高橋さん  
ゴーギャン



写真と見間違えう程リアルな風景や動物からキャラクタータッチの動物までバステルで自在に描くゴーギャン高橋さん。絵は独学で学んだそうです。立石で主催している月1回(500円)の絵画教室はコロナの影響もあって少人数ですが現在も開講中です。  
教室では高橋さんが描いた絵の模写から始め、はがき大のサイズの絵を1時間ほどで仕上げます。コロナ前は教室の後に手料理をふるまっていたのですが現在はお休み中。料理も絵と同じく独学でおいしいと思った味を自分で再現していくうちに自然と身に付いたそうです。  
ユニークな「ゴーギャン高橋」と言う名前は知人が名づけてくれたそうですが、一番好きな画家はゴーギャンではなく「叫び」で有名なムンクだそうです。

### プロフィール

葛飾区四つ木在住。画家、絵画教室主催。バステルで風景、人物、動物などを描く。「絵を描く楽しみ」を伝える絵画教室を月1回、立石で開講中。画家の顔の他に料理人、小啞家でもある。

第16回

葛飾  
企業人

KATSUSHIKA  
BUSINESS PERSON



## ペクチンゼリーで 販路を広げる

三裕製菓株式会社

代表取締役  
竹内 豪

自社オリジナルのペクチンゼリーで大手スーパーと提携しコンビニでの販売も行っている。立石発の「菓子づくり」をうかがった。

**Q** 社名に「製菓」とありますがどういったお菓子を扱っているのですか？

**A** メインの商品は「ゼリー」ですがおそろく「ゼリー」と言っている浮かぶゼリーと当社のゼリーは違う物です。

一般的な「ゼリー」はゼラチンや寒天で作られています。が、当社の商品はペクチンで作られているゼリーなのです。

ペクチンは柑橘類・りんごなどの果物から採れる食物繊維の一種です。ジャムのとろみなどにも使われます。そのペクチンにクエン酸、砂糖や水あめを追加してゼリーにします。パッケージの「原材料名」を見て何が入っているのか分かる材料で作ることを心がけています。

味付けは果汁でつけていて現在は瀬戸内レモン、みかん、マスカット、イチゴ、リンゴ、桃など季節によって若干変わることがあります。

ペクチンゼリーの特徴の一つに保存期間が長いことがあります。保存期間が約2年もありますので防災食の甘味として入れてもよいかもしれません。当社のペクチンゼリーは一口サイズの果物の形をしています。この果物の型は初代が手づくりした型を現在も使用していて、本物のようにリアルでかわいいと好評です。

**Q** 創業時からペクチンゼリーを作られていたのですか？

**A** 当社は1948年(昭和23年)、墨田区で創業しました。

最初に売り出した製品はキャンディです。その後、乾燥洋菓子「フロレット」を作り始め、1959(昭和34)年に立石に本社と工場を移転した後、1972(昭和47)年にペクチンゼリーを作り始めました。OEM商品の他、2001年に柏市に工場を移転後、自社商品としてペクチンゼリーの「果実の実」の販売を始めました。

発売当初は問屋に飛び込み営業を行うなど苦労もありましたが、サイズを大きくして国産の果汁を使用するなど他社製品と差別化をはかり販路が広がりました。最近は大手スーパーと組み、コンビニでも購入することが出来ます。

**Q** 竹内社長は新卒で入社されたのでしょうか。

**A** 当社は私の祖父の竹内雄蔵(現会長)が設立しました。会長は愛知から東京に来て、文字通り裸一貫で菓子の製造を始めたのです。私は専門学校卒業後、菓子とは関係ない会社で勤務してから三裕製菓に戻り、2015年に社長だつ

た父に代わって社長に就任しました。叔母も含め家族一丸となり力を合わせて経営しています。そして外部から人を呼び、新しいことに挑戦する気持ちを持ち続けます。

**Q** 葛飾法人会会員に向けて一言お願いします。

**A** 法人会は自社とは違う業種の会社の経営者と、同じ「葛飾法人会会員」として情報交換ができる場です。なかなかお会いできない経営者と知り合うことのできる貴重な機会もあります。こういったチャンスを存分に活用していただきたいと思えます。

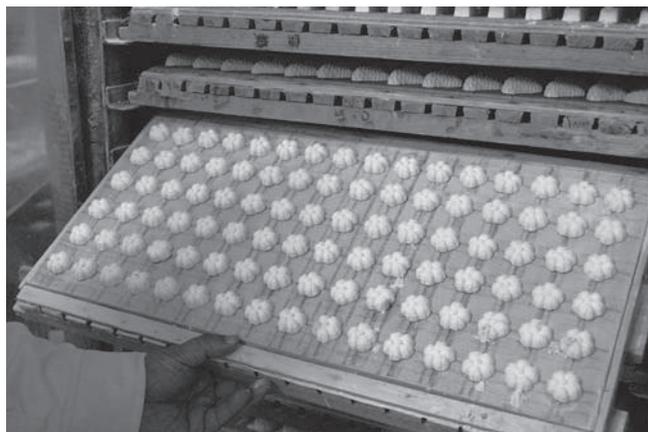


三裕製菓株式会社

<https://sanyu-seika-ltd.jimdo.com/>

本社 立石2-27-19

柏工場 千葉県柏市高田1059-1 TEL:04-7142-2800 FAX:04-7142-2801



## 葛飾税務署定期異動のお知らせ

新署長に大石氏、  
渡邊署長は、税大総合主任教授に

## ● 着任のご挨拶 ●



署長 きまさき  
大石 まさ樹  
おおいし

初秋の候、公益社団法人葛飾法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の定期人事異動により、東京国税局査察部査察審理課から葛飾税務署長を拝命いたしました大石と申します。前任の渡邊同様、よろしくお願い申し上げます。

葛飾法人会の皆様方におかれましては、正しい税知識の普及と納税意識の高揚のため、様々な公益活動を活発に展開され、会員企業並びに地域社会の健全な発展に大きな役割を果たされており、私ども税務行政に携わる者として大変心強く感じております。増田会長様をはじめ会員の皆様方のご尽力と熱意ある活動に對しまして深く敬意を表する次第であります。

さて、新型コロナウイルス感染症につ

いては、日本国内で初めて感染者が確認されて以降、感染拡大の状況に応じて、政府において経済対策などの措置が行われております。税務署でも、来署される納税者の方々が不安に思うことなく申告・納税手続等を行っていただけるよう、感染拡大防止に努めているところでです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、申告が困難な方にはその期限を柔軟に取扱うことや、納税が困難な方には納税の猶予制度をご案内するなど、納税者の皆様の実情に十分に耳を傾けて、迅速かつ丁寧に対応してまいります。皆様には、ご不便をおかけしてありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。これからも、皆様とコミュニケーションを大切にし、良好な連携を図りながら、様々な課題に取り組んでまいります。今後とも税務行政に對しまして、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに当たり、公益社団法人葛飾法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたします。着任の挨拶とさせていただきます。

## ● 着任のご挨拶 ●



署長 じしん  
副署長 しんじ  
柴原 伸

公益社団法人葛飾法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により、大阪派遣国税庁監察官から転任して参りました柴原と申します。前任の石澤同様、よろしくお願い申し上げます。

葛飾法人会の皆様方におかれましては、正しい税知識の普及と納税意識の高揚のための啓発活動をはじめ、税に関する絵がきコンクールの開催など、幅広い事業を積極的に展開していただいております。これもひとえに、増田会長様をはじめ役員並びに会員の皆様方のご尽力の賜物であり、深く敬意を表するとともに、税務行政に對しまして格別のご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、税務署では、納税者の皆様が簡単・便利・スムーズに申告納税を行える

よう、電子申告などの納税者サービスに努めております。例年のことではありませんが、確定申告の時期になりますと、税務署は大変混雑します。感染症拡大防止の観点からも、ご自宅からパソコンやスマートフォンを利用した電子申告の利用を是非お願いいたします。

国税庁ホームページでは、所得税や消費税の申告書などを作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちであれば「e-Tax」を利用して提出することができます。マイナンバーカードとICカードリーダーライタ等をお持ちでない方も、最寄りの税務署で事前にIDパスワードを取得していただくことで、「e-Tax」を利用することができます。

まだご利用されていない方は、電子申告の利用を是非ご検討いただきますとともに、貴社の従業員の皆様方にもご案内いただけますようお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人葛飾法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたします。着任の挨拶とさせていただきます。

## 法人会関係署幹部のご紹介



法人課税第2部門統括官

やすい とみこ  
**安井 富子**

出身地 千葉県

コメント 葛飾署2年目となりました。引き続きよろしくお願いたします。



法人課税第1部門統括官

いがらし のりこ  
**五十嵐 記子**

出身地 新潟県

コメント この度の定期異動で着任いたしました。引き続き、税務行政に御協力方よろしくお願申し上げます。



総務課長

ぬまさわ ちえこ  
**沼澤 千枝子**

出身地 三重県

コメント この度の人事異動で山梨署から異動してまいりました。1年間どうぞよろしくお願いたします。



法人課税第2部門源泉審理上席

はら その よし はる  
**原園 宜治**

出身地 千葉県

コメント 東京国税局税務相談室から異動してまいりました。源泉徴収制度についてわかりやすく説明していきますので、よろしくお願いたします。



法人課税第1部門法人審理上席

みやした よし ひさ  
**宮下 佳久**

出身地 千葉県

コメント 3年目になりました。会活動において皆様のお役にたてるよう頑張っております。よろしくお願いたします。

## 葛飾税務署 新名簿 (令和2年人事異動)

《令和2年7月10日現在》

役職名	令和2事務年度		役職名	令和2事務年度	
	氏名	異動元		氏名	異動元
署長	大石 正樹	局・査察部・査察審理課	法人第4統括官	高橋 敦	(留任)
副署長(法)	柴原 伸二	大阪派遣・庁・監察官	法人第5統括官	垣本 幸伸	江東西・法人4・統括官
副署長(総)	永露 悟	(留任)	法人第6統括官	奥村 喬	市川・法人2・統括官
特別国税調査官	杉本 眞一	局・総務部・税務相談室	法人第7統括官	小倉 俊樹	千葉西・法人3・統括官
特別国税調査官	村上 一義	川崎南・法人1・統括官	審理専門官(法人)	中嶋 隆浩	(留任)
総務課長	沼澤 千枝子	山梨・総務・総務課長	連絡調整官(法人)	河内 博和	松戸・法人1・連絡調整官
法人第1統括官	五十嵐 記子	局・課税第二部・国際専門官	法人(審理上席)	宮下 佳久	(留任)
法人第2統括官	安井 富子	(留任)	源泉(審理上席)	原園 宜治	局・総務部・税務相談室
法人第3統括官	羽部 英幸	(留任)			

# 法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」まとまる

## コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、 中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」が、9月24日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」からなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

### I 税・財政改革のあり方

#### 1. 新型コロナウィルスへの対応と財政健全化

○新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。国や地方は一般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

○新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化

への対応や大胆な規制緩和を、スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要があるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮し、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年

齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

#### 3. 行政改革の徹底

○新型コロナウィルス対策についても、政治の対応が迷走、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかとなった。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず臍より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならぬ。国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制と国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制を求める。

### II 中小企業が事業継続するための税制措置

#### 1. 法人税関係

○中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅し、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

○中小法人に適用される軽減税率

の特例15%を本則化すべきである。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、それが直ちに本則化することが困難な場合は、令和3年3月末日となっている適用期限を延長する。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については、新型コロナウイルスの収束時期が不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

## 2. 消費税関係

○昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。うえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率

10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナウイルスの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

## 3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減、あ

るいは免除する本格的な事業承継税制の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度は、猶予制度ではなく免除制度に改める。新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、これから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念されるため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

## 4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、基礎控除を引き上げ、相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げるべきである。

## 5. 地方税関係

○固定資産税については、令和3年度は評価替えの年度となるが、今年度の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

## Ⅲ 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

## Ⅳ 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

## V その他

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。  
<https://www.zenkokuhokujinkai.or.jp/>

## 第八回

## 葛飾法人会 定時総会

公益社団法人葛飾法人会第八回総会が令和二年六月九日午後三時より法人会館三階大会議室にて行われた。新型コロナウイルス禍のさ中、出席人数を限定し、感染対策に細心の注意が払われた。

司会・小倉総務委員長の第一声にて始まる。まず開会の辞を中村副会長が、次いで増田会長のあいさつに立った。会長は出席者に心から謝し、葛飾法人会は社会に有益な活動を続けているが、コロナ禍の中、健康安全面に配慮し、本年は事業活動を抑える必要に迫られていることを訴えた。

増田会長が議長に選出され、議事に入る。各委員長より簡潔に議案書の報告があり、賛成多数により報告事項、決議事項が滞りなく了承された。

最後に宮下副会長が閉会の辞を述べ、締めくくった。



## Book Review

## 人類の選択 「ポスト・コロナを世界史で解く」

佐藤 優

NHK出版新書 二〇二〇年



## ■「リスク以上、クライシス未満」

新型コロナウイルスがパンデミック化したことで人類は深刻な危機に直面している。ただ著者は言う。この危機は「リスク（予測可能な不都合な出来事）以上、クライシス（予見が難しく、生き死にに直結するような危機）未満という性格を帯びている。リスクの閾値を超えているので、適切な処方箋を書くことができない。他方、クライシスではないので、コロナ禍によって人類が滅亡するということもない。ここに対応の難しさがある。

この認識に至らなかった英国、イタリア、米国は対策に後れを取り、比較的对応が成功したのは台湾や、ドイツ、韓国、中国だった。日本では「自粛」という日本特有の同調圧力に頼って独自路線を行っているのである。

## ■『ホモ・デウス』の予測は外れたのか

本書は著者が巷間あふれる諸論を涉猟し、世界史をふまえコロナ後の世界を読み解いたものである。疫病の世界史を現在と類比あるいは類型的に分析している。以前紹介したユヴァル・ノア・ハラリが「人類は飢饉、疫病、戦争を克服しつつある」とし、これを前提に未来予測をしたが、この新型コロナウイルスの出現はこのモデルの後退を余儀なくさせている。ハラリはこの危機に臨んで人類は2つ選択に迫られているという。二つは全体主義的監視か、それとも国民の権利拡大か、二つはナショナリズムに基づく孤立化、それともグローバルな団結か」と。本著者もおおむねこの意見を支持し、国家内の統治、国際秩序に関わるものであり、今後国内では行政権が強まり、国際関係ではグローバルイズムが後退するとしている。「全体主義的監視とナショナリズムの組み合わせ」である。すなわち、世界では国家間をヒト・モノ・カネが移動するグローバルゼーションに歯止めがかかり、国家機能が強化され、格差がますます拡大し、財力によって命の価値が異なってくる。司法権、立法権は行政権力の強化によって抑えられることになるといふのが著者の見立てである。

## ■「人生の意味」や「本当の幸福を」考える

一方で、外出自粛や人に会えない状況は人間の内面への探索の絶好の機会である。また、今後の全体主義的方向に抗して流されないための思考訓練として、思想や文学に触れていくことも必要となってくるであろうとしている。

各章末にはぜひ読んでみたい資料が掲げられていて知的興味がそそられる好書。

## 法人会活動レポート

女性部会

10月22日

「絵はがきコンクール選考会」



葛飾法人会館3階大会議室にて、コロナウイルス感染予防対策をしっかり取りつつ、今年も選考会を実施いたしました。

青年部会

9月30日

YouTubeチャンネル開設記念研修会



新型コロナウイルス感染予防対策を講じ先着15名限定で大会議室にて講師に、さんきゅう倉田氏をお招きして行いました。

従業員の退職金準備は

**特 退 共**

優秀な人材の確保・定着化に

# 東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



### 特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

### 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
 ○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。  
 ○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。  
 ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・  
お問い合わせは

**TTK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaiyo.or.jp/>



**私****の****素晴らしい仲間と****私の生き方履歴書****日下部 幸 男**

第五地域事業部 青戸立石支部

支部 長

新内閣総理大臣が誕生しコロナ禍にと経済活動の立て直しにと施策を打ち出しては居りますが、必死で会社、お店を存続して行こうとする法人個人経営者の叫びは前門の虎後門の狼がびつたりです。

小職には現在九十五歳になる父が居ります。昭和の時代立石八丁目に簡易裁判所がありその正面にガソリンスタンドが二件並び競い合って地元貢献していた時代で、隣に亀有信用金庫青戸支店さんが有り銀行寄りの旧日本石油のガソリンスタンドを父が経営をさせて頂いて居りました。只々真面目な父で地元淡之須町会長までさせて頂き順風漫歩に経営をさせて貰っていた昭和四十八年オイルショックの真ただ中に小職は父の会社に入社をしました。

しかし、若気の至りで父とは会社経営方針が合わず二つ下の弟が跡を継承した経緯

が有ります。若気の至りその物ですが今になって思うには創業者一世の内外での偉大さと重圧とあります。葛飾法人会の現立場になり経営者二世の役員さんのお付き合

いが増え、嘘かし葛飾法人会二世の方も創業者一世の方と侃々諤々が有ったと思うばかりですが小職には真似の出来ない何と素晴らしい忍耐、自覚、行動力、将来展望をもつて居ることを垣間見て敬服しております。

今年七十一歳の古希を過ぎてようやく創業者一世の偉大さ壮絶さを小職が創業者になり実感しました。今日（こんにち）では会社の経営は創業一世であろうと、二世であろうと世の中に会社を存続させて行く事には変わりはないと実感しておりますし二世会社経営者の素養の豊富さには敬意を表します。

小職は葛飾法人会のお仲間と会って地元

に置き土産が出来る生き方を見出した様に実感します。会社を設立し経営者になったお陰で葛飾法人会のお仲間にお会い出来順風漫歩でも無かった事を踏まえても会社の設立は間違っただけでなかったと衷心から実感するこの頃です。

何事にも後回しで文句ばかりの小職の生き方に対し文句ひとつ言わない妻には感謝の言葉しか見つかりません!!

又息子、嫁にはファミリーが増え楽しい生き方を創って貰うだろう未来に感謝です。

小職は古希から傘寿、米寿と迎え進むつもりですが、世代を超えて葛飾法人会のお仲間と地元発展を手助け出来る生き方、年相応の健康を維持してゴルフを愛するお仲間と地元を活性化する生き方、昭和、平成、令和、?を語り会えるお仲間と好きなゴルフやお酒も嗜める生き方をこよなく愛し進みます。

葛飾法人会のお仲間と一緒に昭和、平成、令和、?の未来を觀みましょう!!

# 葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

 東京都主税局

新型コロナウイルス感染症の影響により  
事業収入が減少した中小事業者等の  
令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

**申告期限：令和3年2月1日（月）消印有効**

## ■対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少（※1）した中小事業者等（※2）で令和3年2月1日（月）までに特例の申告をされた場合、**事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。**

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

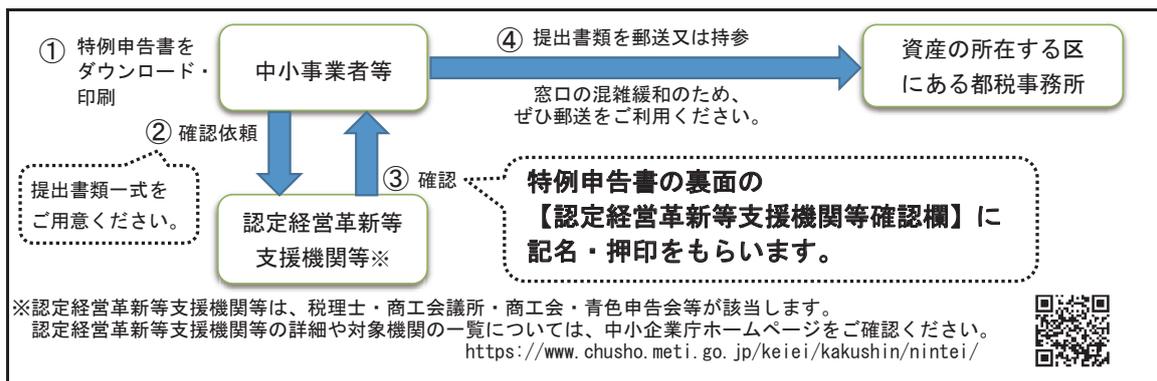
30%以上50%未満 減少している方	2分の1
50%以上 減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下）又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

## ■提出書類（詳細については主税局HPをご確認ください。）

- (1) 特例申告書 … 主税局HPからダウンロード・印刷することができます。
- (2) 特例対象資産一覧
- (3) 収入が減少したことを証する書類（写）
- (4) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）※個人事業主で事業用家屋を所有している場合

## ■手続方法 軽減措置の要件に該当する方（上記対象者に当てはまる方）は、以下の手順でご申告ください。



**申告期限（令和3年2月1日消印有効）を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなります。お早めにご申告いただきますようお願いいたします。**

お問合せ先 詳細は、コールセンターへお問い合わせいただくか、主税局HPをご覧ください。

▶東京23区固定資産税コロナコールセンター

**03-3525-4106** (平日9時から17時)

開設期間：令和2年12月1日(火)～令和3年2月1日(月)

▶主税局ホームページ

主税局 コロナ 検索

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new\\_virus\\_kotei\\_small.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_small.html)



# 葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難になった方・事業者へ

<問い合わせ先> 納税係 03-5654-8280

新型コロナウイルス感染症拡大による影響により休業や失業などで減収となり納税が困難となった方は「徴収猶予の特例」をご利用いただけます。特例が適用された税額は納期限から1年を限度として徴収が猶予され、猶予期間中は延滞金もかかりません。特例の適用を受けるには、納期限までに申請書の提出が必要です。対象要件もございますので住民税の徴収猶予を希望される方は税務課納税係までご相談ください。

※この特例は納税が免除されるものではありません。延長された納期限までにご納付いただく必要があります。

※令和2年9月4日に「地方税施行令の一部を改正する政令」公布・同日施行され、猶予が受けられる対象が令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税に変更されました。

## 給与支払報告書の提出期限は 令和3年2月1日です

令和2年中に従業員に給与の支払いがあった場合は、従業員の令和3年1月1日現在の住所がある区市町村に、給与支払報告書を提出してください。(退職者・パートの方などすべて対象です。)

### ◎提出していただく書類

今年度は年末調整説明会は行われません。提出書類は、葛飾区役所税務課・税務署で配布しています。必ず令和3年度様式で提出してください。様式は、葛飾区ホームページからもダウンロードできます。

### ①給与支払報告書（総括表）

令和2年度に特別徴収をされている事業所の方には「葛飾区提出用総括表」を12月2日に葛飾区から送付しますのでご使用ください。

### ②給与支払報告書（個人別明細書）

記載漏れがあると、適正に課税できない場合がありますので、ご協力をお願いします。

### ③普通徴収切替理由書

次の理由により特別徴収ができない（普通徴収希望）場合は、**該当者の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に普通徴収切替理由を記載し、給与支払報告書（総括表）・普通徴収切替理由書と併せて提出をお願いします。**

#### 【普通徴収切替理由】

普 A	総従業員数が2人以下 (総従業員数から以下の普 B~普 F の理由に該当する全ての従業員数(他区市町村分を含む)を差し引いた人数)
普 B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)
普 C	給与が少なく税額が引けない
普 D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない。)
普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普 F	退職者や令和3年5月末日までに退職予定の者または休職者

提出先

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1  
葛飾区総務部税務課課税係

## ☆給与支払報告書の電子データによる提出義務が100枚以上に引き下げられました。

給与支払報告書は、前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票が100枚以上であった事業所や税務署へ源泉徴収票を電子データで提出することが義務付けられた事業所は、光ディスク等（電子データ）またはeLTAXで提出することが義務付けられています。

- ・eLTAXでの提出は、地方税ポータルシステム（地方税共同機構）へお問い合わせください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

- ・光ディスク（電子データ）での提出は、税務課課税係（03-5654-8550）へお問い合わせください。

■ 表紙のイラストについて ■



「今年も残すところ2ヶ月、季節は読書の秋です。表紙のきょうだい、弟くんも本を読み始めたようですが、読んでいるのは『失われた時を求めて』。小学生にはまだ早そうですが、早熟なのでしょうか。」

まだまだコロナの収まる気配は見えず、冬に向けてより注意をする必要がありそうです。

手洗いと換気、対面で会話する時にはマスクをつける。リスクを抑える対策をして拡大予防に努めましょう。」

イラスト：かつしかけいた

**編 集 後 記**

新型コロナウイルスは、社会経済の変革を齎しました。7月（盛夏号）は、休刊させていただきました。ソーシャルディスタンスを考えて、各種イベントや会合の中止、変更が続いております。三密（密集、密閉、密接）を避ける事とマスク生活が社会生活に溶け込む日常です。コロナ禍で出来ること工夫する時節です。「アートにエールを」芸術、音楽分野ではYouTubeを使った多くの作品を見つけました。当錦秋号では、「コロナに負けない葛飾人」そんな特集ページを作成いたしました。

（広報委員長 細谷政男）

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
1月 ～ 3月	新型コロナウイルス感染防止のため開催中止	
4月2日(金)	13:30～16:00	葛飾法人会館
5月13日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館
6月3日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
1月	新型コロナウイルス感染防止のため開催中止	
4月6日(火)	13:30～16:00	葛飾法人会館

4月以降の説明会も新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合がございます。

**税 務 相 談**

**月1回、1時間まで無料!**

葛飾法人会では税に関する相談を個別に行っています。まずは法人会事務局へご連絡ください!

**☎ 3693-3744**

申し込み後、日時等をご相談の上決めさせていただきます。相談は原則として葛飾法人会館で行い、東京税理士会葛飾支部の税理士が相談に応じます。

※時間を超えてご相談になられた場合、超過時間につきましては相談者のご負担になります。

帰る時に事務局にお支払ください。料金は30分につき5,000円と消費税になります。

**かつしかの窓**  
Vol.381

令和2年11月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会  
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906  
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail: [info@katsuhou.net](mailto:info@katsuhou.net)  
発行人 増田 充 孝 編集人 細 谷 政 男

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

# がん治療を 幅広くまとめて保障する がん保険

**NEW!**  
アフラックの  
生きるためのがん保険  
ALL-in



「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です（所定の支払事由に該当する必要があります。詳細は「契約概要」などをご確認ください）。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

**Aflac アフラック**

東京第三支社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



**No.1** アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数

令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度  
公益財団法人  
全国法人会総連合

P19444

AFツール-2020-0076-2010011 2月5日

法人会会員の  
みなさまへ

法人会の経営者大型総合保障制度 企業保障プラン

**Lタイプα** [ 無配当歳満期定期保険  
(解約払戻金抑制割合指定型) ]

法人会の経営者大型総合保障制度  
広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

### ポイント1 安心の長期保障

経営者が万一の際に、残されたご家族に支給するための死亡退職金・弔慰金の財源を確保できます。また、企業防衛に必要な「運転資金」「借入金返済資金」などにも保険金が役立ちます。

### ポイント2 柔軟な保障コスト(保険料)

「保険金額」「保険期間」の設定に加え、解約払戻金抑制割合を指定することで、「保険料・解約払戻金のバランス」を自在に設計することができます。

### ポイント3 長期安定的な解約払戻金

解約払戻金を「経営安定資金」や「退職金原資」など幅広い用途に活用可能です。高い解約返戻率が長くつづくため、勇退時期が予定より前後にずれても安心です。

- ※解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減少し、満了時には0になります。また、解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。
- ※解約払戻金・保険料は、契約時に指定する解約払戻金抑制割合(0~100%)に応じて決定されます。100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなり、保険料は最も安くなります。0%に指定した場合、解約払戻金・保険料ともに最も高くなります。解約払戻金抑制割合は契約時にのみ指定可能で、保険期間中に変更することはできません。
- ※この保険には満期保険金・配当金はありません。
- ◎この資料は、2019年8月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会会員向けの制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。
- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社 **DJIDO** 大同生命保険株式会社

東東京支社/  
東京都江東区亀戸2-26-10(立花亀戸ビル8F)  
TEL 03-5626-6161

F-2019-1002(2019年8月7日)